

2008年5月30日

米国財務会計基準審議会
テクニカル・ディレクター
ファイル参照番号 1550-100
401 Merrit 7
PO Box 5116
Norwalk, Connecticut 06856-5116

予備的見解「資本の特徴を有する金融商品」に対するコメント

我々は、負債と資本プロジェクトに関する米国財務会計基準審議会 (FASB) の長年にわたる努力に敬意を表するとともに、予備的見解「資本の特徴を有する金融商品」に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会の中に設けられた国際対応専門委員会のものである。

I. 総論

1. 我々は、残余持分権者の請求権に焦点を当てて負債と資本を区分する方法を支持し、FASB (以下「ボード」という。) が基本的所有アプローチの見解をベースに検討を進めることに同意する。
2. 予備的見解では、基本的所有アプローチによった場合、負債に分類される基本的所有商品以外の無期限商品 (以下「その他無期限商品」という。) の事後の測定について見解を提示していない (予備的見解第 34 項)。我々は、そのような商品を資本に分類すべきか否かについて詳細に検討していないが、この商品を資本に分類することによって、事後の測定の問題が回避される可能性がある点を指摘できると考える。
3. 今回の負債と資本の区分の検討は、個別基準のレベルを超える問題を扱っている。予備的見解で方向性が固まった段階では、概念フレームワーク・プロジェクトと足並みを揃えて、負債と資本プロジェクトを進めるべきである。
4. 負債と資本の区分には、元来、2 つの目的があるとされてきた。1 つは残余持分権者の請求権を明示すること、すなわち、それにより純利益を決定すること、もう 1 つはソルベンシー関係を明示することで請求権の優先劣後を示すことである。基本的所有アプローチは前者の目的に資するものの、ソルベンシー関係に関する情報も広く利用され重要と考えられるため、例えば特別な表示や配列方法、注記等でソルベンシー関係を明示する工夫が必要だと考えている。この関係で、財務諸表の表示プロジェクトの動向についても注意を払うべきである。

II. 基本的所有アプローチについての質問に対するコメント

Q1. 基本的所有アプローチが財務報告の改善をもたらすことになるかとあなたは考えるか？ その根本的な原則は明瞭かつ適切か？ このアプローチが、この予備的見解の範囲に含まれる金融商品についての会計処理を大きく簡素化することとなり、かつ、ストラクチャリングの機会を最小にするということにあなたは同意するか？

5. 我々は、基本的所有アプローチが、残余持分権者の請求権に焦点を当てて負債と資本を区分することになると理解している。
6. 我が国では、現金又はその他の資産を移転することをほとんど又は全く回避ができない義務を負債に分類し、それ以外を純資産として両者を区分するが、純資産の中で親会社の株主に帰属する部分を「株主資本」として追加区分している（詳しくはこのコメントレターの Appendix を参照のこと）。株主か否かは、おおまかには残余持分の請求権者か否か、すなわち、企業の活動からの残余に対して請求権を持つか否かによると考えられている。我が国のアプローチは、親会社の株主に焦点を当てており、最後の残余に対する請求権のみに焦点を当てたものではないため、基本的所有アプローチと必ずしも同じものではないが、株主資本の区分は、利益計算を誰の視点で行うかを明確にするものであり、この点において基本的所有アプローチと類似する。
7. 基本的所有アプローチでは、基本的所有商品で決済を要求される間接所有商品を資本から除くことが提案されているが、この提案も支持する。これらの商品は、負債と資本の区分の複雑性を増加させてきた主な原因であり、これらが資本から除かれることで区分の簡素化が期待される。また、それらの保有者は、現在の企業の所有者ではない。
8. 基本的所有アプローチの見解をベースに検討を進めることは同意するが、同時にこのアプローチにいくつかの懸念を持っている。これについては Q3 及び Q8 において述べる。

無期限商品

Q2. 現行実務において、無期限商品は資本に分類される。基本的所有アプローチ（及び付録 B で述べられている REO アプローチ）の下では、優先株式等、特定の無期限商品は負債として分類されることになる。この分類が潜在的に運用上の懸念をもたらすとすれば、それはどのような懸念か？

9. 我が国の場合、株主資本として分類される項目は厳密には会社法に基づいており、所有者の範囲が、基本的所有アプローチと我が国の取扱いでは異なっている。例えば、予備的見解で対象とされる金融商品のうち、株式の形態で発行される無期限商品は、我が国の取扱いでは資本とされる。

10. 会社法で決まる株主資本の資本金の額（Appendix 参照）は、我が国では他の制度でも幅広く利用されている。資本の項目の変更が他の制度に与える影響は大きく、我が国では法律面を含めた各種制度との調整を図る必要がある点は指摘しておきたい。このような調整の必要性は我が国に限られないものと考え。我々はコンバージェンスの努力の過程で望ましい資本のあり方を探るとともに、必要な調整を図る努力を並行して行っていきたいと考えている。
11. 以下 Q3 においても記述するが、その他無期限商品についての測定の方向性を示すことなく、負債に分類することを決定することに懸念がある。負債と資本の区分は損益の範囲を決めるものでもあり、区分と測定は密接に結び付いている。このため、測定の問題を解決せずに負債として分類することのみを決定すべきでないように考える。

Q3. 当審議会は、決済が要求されない負債商品をどのように測定すべきかについて結論に至っていない。第 34 項の潜在的な測定に関する規定が潜在的に運用上の懸念をもたらすすれば、それはどのような懸念か？ 当審議会は、負債に分類される無期限商品の事後測定に関する規定についての追加的な提案に関心を持っている。

12. 負債に分類される基本的所有商品以外の無期限商品の事後測定について、予備的見解の第 34 項では、3つの可能性を示している。
13. まず、a.の場合、算定式等により基本的所有商品への配当とその他の無期限商品への配当が每期、客観的に区分できる場合や、ほぼ定額の配当が通常、各期に支払われている場合には、妥当な方法と考えられる。しかしながら、每期、総会決議等によりその他の無期限商品への配当が決定されるような場合には、任意的に算定された金額の控除額が基本的所有商品に帰属する利益となるため、企業の将来 CF や評価に役立つ情報とはなりにくいと考え。なお伝統的に、基本的所有商品に帰属する利益は、その他の無期限商品を基本的所有商品とともに資本に分類することにより、一旦、これらに帰属する利益を算定し、さらに、EPS の注記において簡便な算定方法によりその他無期限商品に帰属する利益を控除して基本的所有商品に帰属する利益を開示するという二段階の方法により対応されていたものと考えられる。
14. 次に、b.の場合は、請求権の評価に関する基本的な問題を含んでいる。企業価値(enterprise value)は、事業投資の価値(資本価値又は使用価値)と純金融投資の時価の合計であり、それが各請求権(負債証券や持分証券)に配分される。その際に、市場がなく、価格変動による利益獲得を目的としない請求権について経営者が公正価値を示し、その変動を損益に含めて報告することは、経営者が投資家に代わって企業価値を示すことにつながり、利益情報に基づいて投資家が企業価値を算定することを想定した財務報告制度の考え方と矛盾するものと思われる。
15. さらに、c.の場合は、無期限商品と言いながら、経済的な償還可能性を重視し、償還日

と配当流列を予想して割り引くものである。合理的に償還可能性を見積ることができる場合には妥当な方法と考えられるが、そうでない場合には、a.の場合と同様に、裁量的な金額が基本的所有商品への利益となるため、企業の将来CFや評価に役立つ情報とはなりにくいと考ええる。

16. このような事後の測定の問題を解決することなく、その他の無期限商品を負債に分類すべきか否かを決定することには懸念がある。我々は、基本的所有商品に含まれない無期限商品を資本に分類すべきか否かについて見解を固めていないが、この商品を資本に分類することによって、事後の測定の問題が回避される可能性があることを指摘しておく。

償還され得る基本的所有商品

Q4. 償還条項付きの基本的所有商品は、第20項の要件を満たす場合に、資本に分類される可能性がある。第20項の要件は運用可能か？例えば、要件(a)への準拠性は判別可能か？

17. 予備的見解の第20項(b)にいう”impair the claim”は、どのような状況を指すか明確ではない。なぜなら、基本的所有商品の償還は、一般に、他の請求権を毀損する可能性が高いからである。すなわち、自己資本比率が悪化し調達コストが上昇することを考えると、償還により他の商品の経済的な価値が下落する可能性が高い。例えば、単に、優先順位の高い商品の償還の原資となる「資産」が確保されているかどうかという程度であれば、そのように記載するなど、ボードの意図を具体的に記載した方がよいのではないか。

分解

Q5. 配当の支払が要求される基本的所有商品は負債要素と資本要素に分解されることになる。その分解は当審議会による2つの事実に関する理解に基づいている。まず、配当は企業が回避の可能性をほとんど又は全く持たない義務である。次に、特定の権利落ち日以後は、配当に対する権利は株式とともに移転されないため、必ずしも現在の所有者との取引とはならない。当審議会は事実を適切に解釈しているか？特に、配当は企業が回避の可能性をほとんど又は全く持たない義務といえるか？金融商品の分解は有用な情報をもたらすか？

18. 以下では、企業が一定の算定方法に基づく配当を基本的所有商品の保有者に約束している場合を想定する。以下は、未払配当の期間経過分の扱いについて述べるが、これは現行の会計上の取扱いと異なる。日本では、このような残高は、例えば株主総会での承認などの一定の法的プロセスを経て法的債務となる。
19. 一定の算定方法に基づく配当が期待されても、配当財源がなく配当を実施しないケース

が考えられる。このため、社債等に対する利息と異なり、企業が回避の可能性をほとんど又は全く持たない義務であるとまでは言えない。

20. 未払配当は、清算時に支払われる可能性が低く劣後性が高いため、資本として分類することが適切と考えられる。

実態

Q6. 第 44 項は、発行者に実態に基づいて金融商品进行分类することを要求している。実態に基づいて分类するためには、発行者は、契約に表された要因と、金融商品の契約条件では表されていない他の要因とを、考慮しなければならない。その規定案は、付録 A に述べられている所有-決済アプローチの下で重要である。しかし、当審議会は、基本的所有アプローチの下で金融商品の分類に影響しうるような、契約条件に表されない要因について承知していない。実態に関する原則は、基本的所有アプローチの下で必要か? 基本的所有アプローチの下で、金融商品の分類あるいは測定を変化させるような、金融商品の契約条件に表されない要因又は状況はあるか? さらに、基本的所有アプローチは一般に、金融商品の経済的実態と一致する分類をもたらすとあなたは考えるか?

21. 実態を考慮するとの内容であり、そのような規定に反対しない。ただし、明示的な規定と異なる取扱いをすることとなるため、実際には、考慮すべきことが明らかな場合に適用を限定する必要があると考える。
22. Q3 の回答にあるように、基本的所有商品以外の無期限商品を資本に分類すべきかどうかについて見解を固めていないが、もし、その商品が資本に分類される場合には、契約条件に表されない要因について事例としては、時間の経過に伴い増額する配当条項付の永久（配当）優先株式に関する経済的強制のケースが例として考えられる。

リンケージ

Q7. 第 41 項のリンケージに関する原則が取引の経済的な意味を反映する分類をもたらさない場合があるとすれば、それはどのような場合か?

23. Q6 の実態要件と同様に、実態を見た上で明示的な規定と異なる取扱いをすることとなるため、考慮すべきことが明らかな場合に適用を限定する必要があると考えられ、予備的見解の第 43 項のように、ケースを特定するために一定の制限を設けることが必要と考える。
24. 予備的見解の 14 ページの例示では、プット・オプションと株式、プット可能株式について、それぞれが通常に存在する商品であるときに、プット可能株式に会計処理を合わ

せ、前者に会計処理を合わせない。一方で、デリバティブが組み込まれた複合金融商品は、1つの契約であってもデリバティブと現物に分離する(財務会計基準書第133号「デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計処理」第12項)など、異なる会計処理となるものについては、それぞれの要素に分離して会計処理するとの取扱いもある。このため、いくつかの要素が組み込まれた商品について、本来は、分離すべきか一体とすべきかについての考え方を明らかにすることが有益であり、併せて、会計処理の基本的な要素は何かも検討していく必要があるように思われる。

測定

Q8. 現行の会計処理では、多くのデリバティブが公正価値により測定され、その変動が純利益に含めて報告される。基本的な所有アプローチは、それらの規定が適用される金融商品の数を増加させることになる。あなたはその結果に同意するか? 同意しない場合、特定のデリバティブの価値の変動を当期の純利益に含めるべきでないのはなぜか?

25. 予備的見解では、発行者の基本的な所有商品に関するオプション契約や先物契約は、他の会計基準が異なる測定属性を容認又は要求しない限り、各測定日において公正価値により再測定し、その変動を純利益に含めて報告することを提案している(第35項)。我々は、それらの契約を各測定日において公正価値により再測定し、その変動を純利益に含めて報告することが適切な場合のあることは認識しているが、すべての場合にまで拡張すべきかどうかは疑問と考えている。例えば、資金調達目的で発行したワラントについて入金された金額が、反対売買によって解消されることはあまり想定されず、通常は、権利行使により払込額の一部を構成するか、行使期限切れにより会社に留まり続けることとなり、各測定日で公正価値の変動を捉える必要性が乏しいからである。
26. 各報告日でどのような測定をすべきかを考える際に発行者の基本的な所有商品に関するオプション契約や先物契約を区別する視点として、例えば、決済方法(キャッシュによるか自社株式によるか)、公正価値の把握の容易さ、売買の事業上の制約の有無、償還期日の有無等が考えられる。
27. なお、決済方法について、発行者側や保有者側が選択権を有しているケースがあるが、さらなる分析を要すると思われるため、当コメントではそこまで踏み込んでいない。

表示に関する論点

Q9. 貸借対照表。償還条項付きの基本的な所有商品は無期限の基本的な所有商品とは区分して報告されることとなる。区分表示の目的は報告企業の流動性に関する条件についての情報を利用者に提供することにある。企業の潜在的な現金の必要性についての情報をより多く

提供するために、貸借対照表の負債の部における追加的な区分表示規定は必要か？例えば、資本商品によって決済されることが要求される負債は、現金によって決済されることが要求されるものから区分して報告すべきか？

28. 資本の中を、償還可能性の有無で区分することは適切と考える。
29. 負債においても、報告企業の流動性に関する条件の情報は有用で、現行の概念フレームワークで採用されている企業にとってほとんど又は全く回避ができない義務かどうかを追加的に示すことは有益と考えられる。特に、その他の無期限商品が負債に分類される場合、支払能力を査定する観点からは、特別な表示や配列方法、注記による開示などの工夫を行う必要があると考えられる。なお財務諸表の表示プロジェクトは、現在、流動性に関する情報をどのように表示及び開示すべきかを検討しているため、ボードはその成果も考慮すべきである。
30. 予備的見解の Appendix C の Table 2 では、公正価値でのプット可能 (No.17) だけではなく固定金額でのコール可能 (Table 2 No.19) でも、現在償還価値で再測定するとしているが、公正価値でのコール可能は再測定しないことでよいか。再測定しない場合には、公正価値でのコール可能も潜在的なアウトフローには関連するため、注記を付してはどうか。

1 株当たり利益(EPS)

Q11. 当審議会は、基本的所有アプローチの EPS 計算への影響について詳細には議論していない。しかし、当審議会は、基本的所有アプローチが EPS 計算に重大な影響を与えることになることを承知している。償還条項付きの資本商品は、EPS の計算上どのように扱うべきか？このアプローチに関連して、EPS 計算への影響について当審議会が知っておくべきことや検討すべきことがあるとすれば、それは何か？

31. EPS が誰のためにどのような目的で算定されるか、予備的見解を受けて変更があるかを明らかにする必要がある。以下は、EPS 情報が現行通りの場合を前提としてコメントしている。
32. 普通株式と基本的所有商品はほとんど重なると思うが、必ずしも同じように定義している訳ではない。また、子会社が発行した基本的所有商品についても、連結上、基本的所有商品となる可能性も残されている。このため、EPS の分母となる株式について、この文書をベースとして発行される会計基準に合わせて定義の変更を検討する必要があると思われる。
33. 償還され得る基本的所有商品の再測定により、剰余金が増減する（予備的見解 10 ページの設例参照）が、それにより基本的所有商品に帰属する利益の調整を図る必要がないことを示す必要があると思われる。

34. 残余財産の分配について優先するため負債に分類される商品が、配当については基本的所有商品と同じ場合に、EPS 計算上は、基本的所有商品と同じに扱うように調整が必要となるか議論が必要と考える。

その他

他のプロジェクトとの相互作用

35. 今回の負債と資本の区分の検討は、個別基準のレベルを超える問題を扱っている。予備的見解ですでに認識されているように、このプロジェクトは、財務諸表の表示プロジェクトや概念フレームワーク・プロジェクトといった他のプロジェクトと密接に関係している。特に後者については、負債と資本の定義を通じて、負債と資本プロジェクトと相互に影響し合う。これらのプロジェクトを、少なくともその方向性が固まった段階以降は、足並みを揃えて進めるべきである。

子会社により発行された基本的所有商品

36. 子会社（及び連結される変動持分事業体）が発行した基本的所有商品は、通常、連結財務諸表の観点から、予備的見解の第 18 項にある基本的所有商品が持つ 2 つの特徴を満たさないように思われる。子会社が発行した基本的所有商品は、子会社の資産にのみ請求権を持ち、特段の条件がなければ、親会社や他の子会社の資産に請求権を持たないため、法的に優先順位を決定することはできない（第 18 項 a. 注 2 を参照）。また、第 18 項 b. では、「残余の資産に対して保有者は一定の割合の権利を有している」としているが、子会社の基本的所有商品の保有者は、連結財務諸表の観点で、一定の割合の権利を有していない。このため、子会社が発行する商品が、それぞれの子会社において基本的所有商品であっても、通常、連結の観点からは基本的所有商品とならないと我々には理解される。しかし、予備的見解の第 29 項の記述を考慮すると、これはボードの意図ではないと思われるため、第 18 項 a. 及び b. の要件の見直しが必要ではないかと考える。
37. 前項の我々の理解と異なり、もし、子会社の基本的所有商品が連結の観点で基本的所有商品となるとしても、子会社の基本的所有商品は子会社の資産にのみ請求権を有し親会社が発行した基本的所有商品と性質が異なるため、連結財務諸表の資本においては、両者を区別して示すべきである。

転換社債の会計処理

38. 転換社債については、基本的所有アプローチにおいても、また、現行の会計基準においても、いずれも負債として区分される。予備的見解の第 35 項では、既存の測定規定がない商品について、既存のフレームワークを用いて測定することを提案しているが、これに沿えば、現在、測定規定を有する転換社債については、再測定を要求されないこととなると思われる。しかし、Appendix C No.18 において、転換社債は、負債とされるも

のの、事後的に公正価値で再測定され、価値の差額を損益に含めて報告することとされており、基本的所有アプローチの考え方とこの取扱いに矛盾がないか、疑問である。

39. また、転換社債全体を資本商品に転換する権利を保有者に付与する転換権と社債に分離するとの国際会計基準第 32 号「金融商品：表示」と同様の処理を行った場合には、社債部分は普通社債と同様の会計処理をすれば社債部分のアクチュレーションを通じて転換社債発行に伴う財務費用を損益計算書に反映することができ、あえて、公正価値で再測定する必要性は乏しいように思う。このため、両者は取扱いが異なるとして、分離するとの考え方もあるように思われる。

金融負債の定義

40. 予備的見解には示されていないが、派生して、金融負債の定義（財務会計基準書第 159 号「金融資産及び金融負債に関する公正価値オプション」，第 6 項(c)）が、どのように変更されるのかを明確にすることが有益かもしれない。

我々のコメントがFASB の議論に貢献することを希望する。

新井武広

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 委員（常勤）

Appendix **我が国の貸方の区分の考え方**

- 企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」は、新たな表示形式を貸借対照表にもたらしものとして、2005 年に公表された。この会計基準は 2006 年 5 月以後終了する事業年度から適用されている。その特徴は以下のとおりである。
 - (a) 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に大きく 3 つに区分される。
 - (b) 純資産の部は、株主資本とそれ以外の項目（評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分）に区分される。
 - (c) 株主との取引以外の株主資本の増減は純利益となる。
 - (d) 包括利益は表示されないが、株主資本等変動計算書で提供される情報から包括利益を計算することが可能である。
- 基本的な考え方は概念フレームワーク討議資料と同じ。
 - まず、債務性に基づいて負債を確定させ、負債とそれ以外の項目（純資産）に区分する。次に純資産の中を、親会社の株主の持分を「株主資本」として、「株主資本」と「その他純資産」とに区分する。これにより、貸借対照表の貸方は、債務性に基づく負債、株主資本、及び、そのいずれの性質も持たないものという 3 つのカテゴリーから構成される。
 - その他純資産には、ワラントやその他有価証券評価差額、少数株主持分などが含まれる。純利益は株主資本に対応し、包括利益（もし表示されれば）は純資産に対応する。この対応関係で、クリーン・サープラスを達成している。

(参考) 企業会計基準第 5 号に基づく純資産の部の表示

純資産 株主資本 資本金 資本剰余金 利益剰余金 評価換算差額 新株予約権 少数株主持分	純資産計
---	------